

# 令和4年 春の全国交通安全運動推進要綱

## 目 的

この運動は、広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、府民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

## 期 間

令和4年4月6日（水）から15日（金）までの10日間  
（準備期間：3月17日（木）から4月5日（火））

## 運動の重点

### 全 国 重 点

- 子供を始めとする歩行者の安全確保
- 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

### 大 阪 重 点

- 二輪車の交通事故防止

## スローガン

- 確認の 甘さが苦い 事故を呼ぶ

## 運動の進め方

- 交通事故により、いまだ多くの人々が犠牲になっていることから、交通事故情勢が府民に正しく理解・認識され、一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、効果的に運動を展開する。
- 新型コロナウイルス感染症への適切な対応を踏まえた交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。
  - 関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持する。
  - SNS等の活用など、時代に即した取組等を通じて、広報啓発活動を実施する。
  - 交通事故被害者等の視点に配慮した広報啓発活動を実施する。
  - 本運動の趣旨及び重点等を理解し、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をする。

## 4月の府内一斉交通安全指導日等

4月 8日（金）	ミニバイク・自動二輪車・自転車の安全指導日
4月10日（日）	交通事故死ゼロを目指す日
4月15日（金）	近畿交通安全デー、交通安全家庭の日 高齢者交通事故ゼロの日 シートベルト着用徹底の日
4月20日（水）	めいわく駐車・放置自転車追放デー ノーマイカーデー

## 子供を始めとする歩行者の安全確保

次代を担う子供のかげがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、依然として道路において子供が危険にさらされていること、また、交通事故死者数に占める歩行者中の死者数の割合が高い（大阪府は約30%）ことから、子供を始めとする歩行者の安全確保に向けた取組を推進する。

### ◆ 推進機関・団体での推進項目

- 歩行者の交通ルール遵守の徹底
  - 歩行者に対し、安全確認を確実にってから横断することの呼びかけの強化
  - 信号を守ること等の基本的な交通ルール遵守の呼びかけの強化
  - 歩行者の安全確保に向けた「横断歩道ハンドサイン運動」の推進
  - 歩行中児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進
  - 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進
  - 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が加齢に伴って生ずる身体機能の変化（認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な行動を実践するための交通安全教育等の推進
- 歩行者の安全の確保
  - 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
  - 反射材用品やリフレクターウエア等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進
  - 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路対策の推進
  - 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

### ◆ 広報・実践促進事項

- ・歩行者も交通ルールを守りましょう。
- ・横断歩道を横断するときは、ドライバーに目と手で合図（ハンドサイン）をしましょう。
- ・まわりの大人がまず子供たちの手本となりましょう。

- 歩行者は
  - 道路を横断するときは、横断歩道を渡りましょう。
  - 交差点では、青信号でも必ず左右の安全確認をしましょう。
  - 道路で遊んだり、飛び出しや無理な横断、信号無視はやめましょう。
  - 外出する時は明るい目立つ色の服装に心がけ、夕暮れ時や夜間は反射材を活用しましょう。
  - スマートフォン等の操作など注意力が散漫になる「ながら行為」はやめましょう。
- ドライバーは
  - 子供や高齢者の行動特性を理解し、特に通学路や生活道路では、思いやりのある運転をしましょう。
- 地域・学校・職場では
  - 地域交通安全活動推進委員、シルバーリーダー（老人クラブにおける高齢者交通安全指導員）等は、子供や高齢者を対象とした街頭指導をしましょう。
  - 高齢者自身の交通安全意識と高齢者に対する保護意識の高揚を図りましょう。
  - 車両等の使用者は、安全運転管理者、運行管理者等と連携して、業務形態に対応した交通安全教育等を行うなどして、安全運転や交通事故情勢等に関するきめ細かな指導・情報提供を行いましょう。
- 家庭では
  - 子供には横断歩道の渡り方など大人が手本を示すなど、具体的に指導しましょう。
  - 身近に感じた「ヒヤリ・ハット」体験等をもとに、交通安全について家族で話し合いましょう。

大阪府の状況 令和3年中（府警調べ）

● 交通事故発生状況

	令和3年	令和2年
件数	25,388	25,543
死者数	140	124
負傷者数	29,560	29,888

● 歩行者の交通事故発生状況

	令和3年	令和2年
件数	2,422	2,445
死者数	43	37
負傷者数	2,464	2,483

● 歩行者事故の全事故に占める割合（％）

	令和3年	令和2年
件数	9.5	9.6
死者数	30.7	29.8
負傷者数	8.3	8.3

● 歩行者事故の類型別死傷者数

		令和3年			
		死者数	負傷者数	構成率	
人対車両	対面通行中	2	272	10.9	
	背面通行中	3	373	15.0	
	横断歩道	横断歩道	15	699	28.5
		横断歩道付近	7	60	2.7
		その他	4	602	24.2
	横断中	26	1,361	55.3	
	路上遊戯	0	11	0.4	
	路上横臥	3	11	0.6	
	その他	6	396	16.0	
列車	1	1	0.1		
その他	2	39	1.6		
合計	43	2,464	100.0		



● 子供の状態別死傷者数

状態	令和3年		
	死者数	負傷者数	構成率
歩行者	1	282	18.5
自転車		753	49.3
自動車		483	31.6
二輪車		4	0.3
その他		6	0.4
合計	1	1,528	100.0



※ 子供とは15歳以下で、かつ中学生以下の者をいう。

● 道路横断中の事故による死者数

26名（うち65歳以上の高齢者22名）

## 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上

死亡事故の第1当事者の多くが自動車であり、「自動車 対 歩行者」の死亡事故の多くが歩行者の道路横断中に発生していること、飲酒運転や妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等の悪質・危険運転による悲惨な交通事故が依然として発生していることから、自動車運転者の安全運転意識を向上させる必要がある。

また、免許人口10万人あたりの75歳以上の運転者の交通事故件数が、75歳未満の運転者と比較して多いこと、自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの適正使用率がいまだ低調であることから、安全運転意識の向上に向けた取組を推進する。

### ◆ 推進機関・団体での推進項目

#### ● 運転者の歩行者等への保護意識の向上

- 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
- 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務と横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守による歩行者等の保護の徹底
- 運転者に対し、歩行者等の保護の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- 運転中のスマートフォン等の使用等の危険性についての広報啓発
- 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用

#### ● 飲酒運転等の根絶

- 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じた、「飲酒運転等を絶対に許さない」という社会環境の醸成
- 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
- 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等の義務に関する指導の徹底

#### ● 妨害運転の防止

- 妨害運転の悪質性・危険性の周知と罰則についての広報啓発
- 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

#### ● 高齢運転者の交通事故防止

- 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化（認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）が運転に及ぼす影響等の交通安全教育及び広報啓発
- 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車（略称：サポカー）の普及啓発
- 身体機能の変化等により安全運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知及び利用促進と、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進

#### ● 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進
- シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付け方法及びハーネス（ベルト）の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底
- 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化

### ◆ 広報・実践促進事項

- ・ 横断歩道は歩行者優先です。歩行者がいれば必ず止まりましょう。
- ・ 飲酒運転・妨害運転は犯罪です。
- ・ 運転に自信のない高齢者は自主返納について考えましょう。
- ・ 全ての座席でシートベルトを着用し、チャイルドシートを正しく使用しましょう。

● ドライバーは

- 横断歩道等では減速し、停止可能な速度で進行しましょう。
- 危険が発生した場合でも、安全に停止できるような速度と車間距離をとって運転しましょう。
- 運転中のスマートフォン等の操作はやめましょう。
- 「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」を遵守しましょう。
- みだりに車線変更をしてはいけません。進路を変更するときは、バックミラーや目視で安全を確認してから変更しましょう。
- 高齢運転者は、参加・体験・実践型の交通安全教育や運転適性診断を積極的に受け、自らの運転適応能力や身体機能の変化の的確な認識に基づき、ゆとりのある運転行動を心掛けましょう。
- 全ての座席の同乗者に、シートベルトの着用をしましょう。
- チャイルドシートは腰ベルトをしっかり締めるなど正しく使用しましょう。

● 地域・職場では

- 自治会、子供会、老人クラブ等において、歩行者が交通事故に遭わないための参加・体験・実践型の交通安全教室を開催しましょう。
- 広報誌・機関誌等に身近な交通事故事例や飲酒運転による事故の悲惨さ、妨害運転の危険性を訴える記事の掲載に努めましょう。
- 事業者等は、点呼時にアルコール検知器を使用し、飲酒運転の根絶に努めましょう。
- 安全運転管理者等は、運転者に対し、飲酒運転や妨害運転について教育し、安全運転を遵守させましょう。
- 地域や職場で開催する交通安全教室や各種行事において、全ての座席のシートベルト及びチャイルドシートの着用の必要性と着用効果についての啓発に努め、正しい着用を習慣づけましょう。

● 家庭では

- 「飲酒運転は絶対にしない・させない」を合い言葉のもと、家族だけでなく友人同士などでお互いに注意し合いましょう。
- あおり運転に遭った場合に備え、ドライブレコーダー装着について話し合いましょう。
- 運転に自信がなかったり、運転する機会が少ない高齢運転者がいる場合は、運転免許証の自主返納について家族で話し合いましょう。
- シートベルト及びチャイルドシートの着用の必要性と着用効果について家族で話し合い、正しい着用を習慣づけましょう。



## 大阪府の状況

### ● 飲酒運転による交通事故発生状況

区分	年	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
	件数		251	239	236	192	191	207	181	174	151
	死亡事故件数	13	11	6	10	11	12	6	13	9	8
死者数		13	11	6	10	11	12	6	14	9	8
負傷者数		351	316	347	264	251	269	230	233	214	169

※ 1当原付以上飲酒ありの件数とその事故により生じた死傷者数

### ● 免許人口10万人あたりの交通事故発生状況

75歳未満：460.2件（死者数2.1人）  
75歳以上：593.8件（死者数4.2人）

※ 1当原付以上運転者による事故件数

### ● シートベルト着用状況

	運転者		助手席		後部座席	
	大阪	全国	大阪	全国	大阪	全国
一般道	97.5%	99.1%	94.2%	96.7%	29.9%	42.9%
高速道路	98.2%	99.6%	94.4%	98.9%	56.3%	75.7%

※ 警察庁/JAFシートベルト着用状況全国調査（2021）

### ● チャイルドシート着用状況

大阪府：70.8% 全国：70.5%

適正着用率：47.6%（全国）

※ 警察庁/JAFチャイルドシート使用状況調査（2019）

## 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

自転車は、身近な交通手段であるが、自転車関連の交通事故件数が減少傾向にある一方で、交通事故全体に占める割合は増加傾向（大阪府では約35%）であること、自転車側の多くに法令違反があると認められること、また、業務中の交通事故が増加傾向にあることから、自転車利用者に対する交通ルール遵守の徹底・交通マナー向上を図り、自転車の安全利用を推進する。

### ◆ 推進機関・団体での推進項目

#### ● 自転車の交通ルール遵守と交通マナー実践の徹底

- 「自転車安全利用五則」に定める通行ルールや自転車通行空間が整備された箇所における通行ルールの周知と遵守の徹底
- 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、二人乗り、並進、飲酒運転、夜間の無灯火走行の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底
- 傘差し等の片手運転、イヤホンやスマートフォン等使用時の危険性の周知と指導の徹底

#### ● 業務運転中の自転車の安全利用

自転車をういた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員への街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進

#### ● 自転車利用者自身の安全確保

- 幼児・児童・高齢者のヘルメット着用の徹底と、全ての年齢層の自転車利用者に対するヘルメットの着用の促進
- 自転車の被視認性の向上を図るための反射材用品等の視認効果等の周知と取付け促進
- 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と幼児二人同乗用自転車の乗車・降車時における転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発の推進
- 自転車の安全を確保するための定期的な点検整備の促進
- 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入の徹底

### ◆ 広報・実践促進事項

自転車は「くるま」の仲間です。交通ルールを守りましょう。  
スピードの出しすぎ、「ながらスマホ」はやめましょう。  
全ての年齢層がヘルメットを着用し、万一の事故に備えましょう。

#### ● 自転車に乗るときは

- 信号や一時停止等の交通ルールを守り、安全な通行を心掛けましょう。
- 歩行者の横を通行する際は、減速し十分な距離を取りましょう。
- スマートフォン等の使用、二人乗り、傘差し等の危険な運転はやめましょう。
- 夕暮れ時は早めにライトをつけましょう。
- スピードの出しすぎ、「ながらスマホ」はやめましょう。
- 幼児を自転車の幼児用座席に乗せるときはシートベルトを着用し、幼児・児童が自転車に乗車するときはヘルメットを着用させましょう。
- 幼児を前の座席に乗せたまま、後ろの座席の幼児などの乗せ下ろしをすることはやめましょう。
- ヘルメットを着用し、万一の事故に備えましょう。
- 自転車保険に加入しましょう。

#### ● 地域・職場では

- 地域交通安全活動推進委員、シルバーリーダー（老人クラブにおける高齢者交通安全指導員）等は、自転車利用者を対象とした街頭指導をしましょう。
- フードデリバリー関係事業者は、自転車配達員を対象とした交通ルール遵守についての指導を実施しましょう。
- 事業者や安全運転管理者等は、利用する自転車の定期的な点検整備を励行するほか、従業員に対し、交通ルールの遵守について指導を徹底しましょう。
- 自転車乗用中の事故による被害者救済に備え、自転車保険に加入しましょう。

#### ● 家庭では

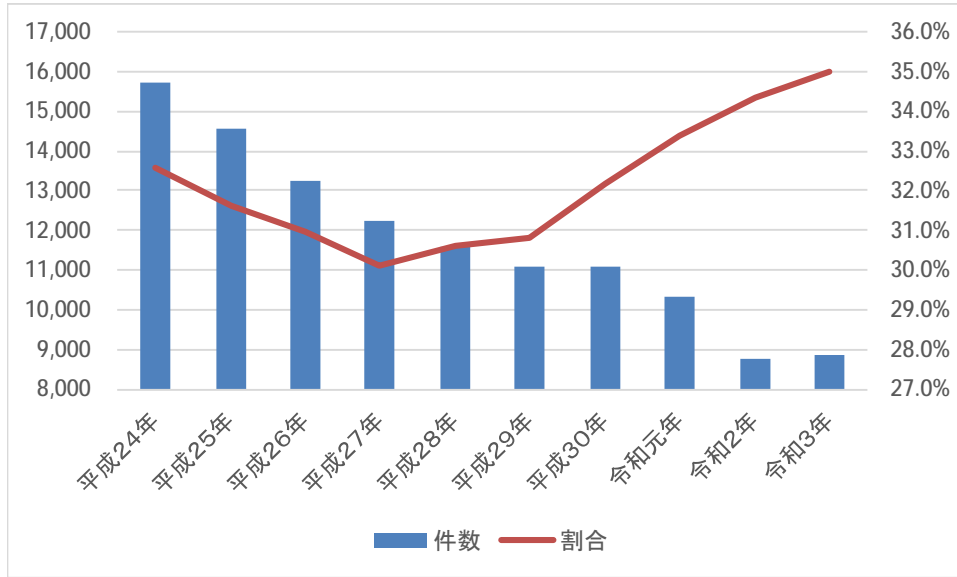
- 自転車の正しい乗り方について、家族みんなで話し合い、交通ルールを遵守しましょう。
- 自転車に反射材を装着し、夜間の事故防止に努めましょう。
- ヘルメットの着用をすすめましょう。
- 自転車保険に加入しましょう。

### 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

### 大阪府の状況 令和3年中（府警調べ）

#### ● 自転車関連事故件数と全事故に占める割合



#### ● 自転車関連事故の違反別死傷者数

	令和3年			
	死者数		負傷者数	
	数	構成率	数	構成率
信号無視	2	7.7	228	2.7
一時不停止	4	15.4	427	5.0
交差点安全進行	0	0.0	270	3.2
ハンドル・ブレーキ操作	3	11.5	47	0.6
前方不注意	1	3.8	77	0.9
動静不注視	2	7.7	1,926	22.6
安全不確認	11	42.3	3,259	38.3
その他の違反	0	0.0	307	3.6
違反なし・調査不能	3	11.5	1,978	23.2
<b>合計</b>	<b>26</b>	<b>100.0</b>	<b>8,519</b>	<b>100.0</b>

※ 1当+2当

#### ● 自転車関連事故による死者の頭部負傷率（平成30年～令和2年）

頭部：62人（68%）  
 頭部以外：29人（32%）

※ 頭部負傷の全員がヘルメット非着用



## 二輪車の交通事故防止

大阪府における二輪車の交通事故件数は減少傾向にあるものの、令和3年は前年に比べ死者数が大幅に増加したこと、更に全死者数に占める割合についても高い水準（約32%）で推移していることから、無謀なすり抜け運転の防止を目的とする、「二輪車"すり抜け運転"ストップ運動」や各種広報啓発により、二輪車の交通事故防止を推進する。

### ◆ 推進機関・団体での推進項目

- 二輪車運転者の交通マナー向上のための積極的な広報啓発活動の推進
- 街頭活動を通じ、車列のすり抜け等を行う二輪車運転者に対する指導警告の推進（二輪車"すり抜け運転"ストップ運動の推進）

### ◆ 広報・実践促進事項

- ・ 交差点に進入するときは、しっかり安全確認をしましょう。
- ・ すり抜け運転は非常に危険、絶対やめましょう。
- ・ スピードを控え、危険を予測した運転をしましょう。
- ・ 交通事故に備え、プロテクター等を装着し、体をしっかり保護しましょう。

#### ● 二輪車運転者は

- 車間距離を十分に取り、車列の横をすり抜けたり、無理な追い越しや急な進路変更はやめましょう。
- 安全な速度で走行し、交差点では一時停止するなどして、必ず左右の安全確認をしましょう。
- 交差点を直進する際は、対向車の動きに十分注意しましょう。
- 車との並進を避け、左折時の巻き込みに注意しましょう。
- ヘルメットを必ずかぶりましょう。
- 交通事故に備えて、重傷化防止を目的とした胸部プロテクター等を装着しましょう。

#### ● 地域・職場では

- 地域交通安全活動推進委員等による二輪車運転者を対象とした街頭活動をしましょう。
- 事業者や安全運転管理者は、車両を利用する従業員に対し、安全に運転するための基本事項を再確認させ、技能と知識の定着を図りましょう。
- ヒヤリ・ハット映像等を活用した交通安全教育を行いましょう。

#### ● 家庭では

- 身近に起こった「ヒヤリ・ハット」体験等をもとに、交通安全について家族や友人と話し合いましょう。
- 時間に余裕をもって出発できるよう声かけをしましょう。

#### ※ すり抜け運転とは

二輪車運転者が停止中又は走行中の車両の側方を通過する行為をいい、以下の違反類型に該当するものをいう。

- |           |            |            |
|-----------|------------|------------|
| ① 追越し違反   | ② 路側帯通行違反  | ③ 右側通行違反   |
| ④ 割り込み等違反 | ⑤ 進路変更禁止違反 | ⑥ 安全運転義務違反 |



大阪府の状況 令和3年中（府警調べ）

● 二輪車の交通事故発生状況

	令和3年	令和2年	前年対比
件数	6,274	6,405	-131
死者数	45	36	9
負傷者数	5,360	5,480	-120

※ 二輪車乗車中の死傷者数

● 状態別死者数

状態	年	令和3年	
		死者数	構成率
歩行者		43	30.7
自動車		24	17.1
二輪車		45	32.1
自転車		27	19.3
その他		1	0.7
合計		140	100.0

● 二輪車の交通事故の類型別死傷者数

類型	年	令和3年		
		死者数	負傷者数	構成率
横断中		0	6	0.1%
	その他	0	2	0.0%
人対車両		0	8	0.1%
正面衝突		3	68	1.3%
追突		2	630	11.7%
出合頭		12	1,500	28.0%
左折時		1	646	12.0%
右折時		10	1,272	23.7%
その他		6	1,207	22.4%
車両相互		34	5,323	99.1%
車両単独		11	29	0.7%
列車		0	0	0.0%
合計		45	5,360	100.0%

※ 二輪車乗車中の死傷者数

● 二輪車の交通事故の道路形状別死傷者数

道路	年	令和3年		
		死者数	負傷者数	構成率
交差点		26	2,994	55.9%
	交差点付近	6	627	11.7%
交差点等		32	3,621	67.6%
単路		13	1,704	31.8%
踏切		0	0	0.0%
一般交通の場所		0	35	0.6%
合計		45	5,360	100.0%

※ 二輪車乗車中の死傷者数

● 二輪車の交通事故の違反別死傷者数

違反	年	令和3年		
		死者数	負傷者数	構成率
信号無視		5	58	1.2%
速度超過		1	10	0.2%
交差点安全進行義務		8	291	5.7%
指定場所一時不停止		2	65	1.3%
安全運転義務	ハンドル等操作不適	6	56	1.2%
	前方不注意	2	54	1.1%
	動静不注視	6	1,416	26.9%
	安全不確認	7	1,571	29.8%
その他		0	48	0.9%
その他の違反		6	159	3.1%
調査不能		0	3	0.1%
違反なし		1	1,513	28.6%
合計		44	5,244	100.0%

※ 二輪車乗車中（1当+2当）の死傷者数